

初めに

個人情報保護法の制定から、ちょうど15年が経ちました。

情報化社会の進展や世界的な要請によって成立したのですが、一部では行政及びコミュニティ活動などへの弊害も出てきており、その一方で当初期待されていた個人情報の漏えいや架空請求、迷惑メールなどへの抑制効果は限定的なようです。

そのような中で、先日のニュースで「御嶽山噴火で行方不明となった家族の最後の（消防署への）通話記録」が、遺族に対して「個人情報なので不開示」とされた事例が取り上げられていました。

どうも、自治体ごとに故人の個人情報の取り扱いが違い、上記の例では約4割の自治体のみが開示出来るとしているそうです（国も自治体に判断を丸投げしている）。

そこで、豊川市にも確認したところ、「故人のプライバシー保護」の観点（本人の同意が得られない）から、「故人の通話記録開示は出来ない」とのことでした。

しかし、個人情報保護法の第2条には「個人情報は生存者に関する情報」のみと規定されており、遺族の感情なども考慮するともう少し柔軟にできないものか。

法律制定後15年たった今、改めて制度の見直しをはかる時期ではないか。

豊川市議会議員(豊川市民オンブズマン代表) 倉橋英樹



公共工事の受注企業から QUO カードの配布!?

(返却済み)

4月26日に行われた「三河港御津ふ頭1号岸壁完成式」に参加したところ、受付で頂いたファイルの中に、500円分のQUOカードが入っていました。

少額とはいえ、知事や県議、市長・市議など予算に関わる私たち政治家に対して配布されるということに私は違和感を覚えました。

勿論、法律上の問題はないのでしょうか。また金額も少額です。

しかし、市民からの血税を預かる私たち議員が、仕事をして頂いた企業様方から、更に上前を跳ねるようなことは出来ません。

ファイリング作業をした愛知県に、豊川市を通じてQUOカードの返却をさせて頂きました。

多くの議員が、このような慣習に異議を唱える世になって欲しい。



(配布されたQUOカード)

オンブズ議員の活動報告

28

主権者の皆様へ

～豊川市水道事業経営戦略(案)について～

6月議会の産業建設委員会で、水道事業経営戦略(案)が行政当局より説明があり、質疑をする機会を得ましたので、その一部をご報告します。

【豊川市水道事業経営戦略の趣旨(要旨)】

今後の水需要の変化(減少)による収益の低迷、老朽化した施設の更新に関わる財源問題など水道事業を取り巻く環境が厳しくなることが予想されるため、**将来にわたる安定的な水道事業に向け、経営の健全化を目指すために策定する。**

【管路経年化率(法定耐用年数40年を超えた管路の比率)】

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
豊川市	9.9%	12.9%	14.8%	16.4%	16.7%

(質問・答弁要旨抜粋)

Q(倉橋の質問)	A(市当局の答え)
管路の法定耐用年数は40年となっているが、管の種類や布設する場所の土壌により、実際の耐用年数は違う。本市は、 独自の更新基準(耐用)年数を定めているか。 定めている場合、主な耐用年数は?	アセットマネジメント(資産管理)を実施し、 法定耐用年数とは別の更新基準年数を定めています。 主なものでは塩化ビニル管が45年、ポリエチレン管は60年。 ダクタイル鋳鉄管の非耐震継手の内面塗装有りは60年ですが、ダクタイル鋳鉄管の耐震継手の内外面塗装有りは100年です。土壌の状況は反映していません。
国によって法定耐用年数と減価償却費は40年間となっているが、 今後は長寿命管が多く採用され、計画などとの齟齬が出てくる。 法定耐用年数も現実的な数字に延ばすよう、国などに要請しないか。	法定耐用年数の延長については、管路の長寿命化への取り組みによる将来の更新需要の抑制やライフサイクルコストの削減だけではなく、減価償却費の削減につながるかと考える。 今後、法定耐用年数の見直しについて、日本水道協会等を通じて国などに要望していきたい。

現在、豊川市は管路に耐用年数100年のダクタイル鋳鉄管を使うなど、維持更新費の抑制を図っています。しかし、補てん財源と呼ばれる貯金は年々減少の一途をたどり、**20年後には底をつく可能性がある**そうです。今回、質問はしませんでした...

設楽ダムなど新規の水確保より、直面する経営危機に目を向けるべきです。

ご意見やご質問、情報提供などお待ちしております。

制作及び文章責任	くらはし ひでき 倉橋 英樹	連絡先(携帯) 090-6577-6895 fpkura@yahoo.co.jp
住所	愛知県豊川市御津町広石広国49-1	
F B	https://www.facebook.com/fpkura	

報告紙の一部を福祉作業所様に配布委託しています。地域によって配布時期が異なる等ありますが、ご理解願います。私の高い議員報酬を有効に使わせて頂いております。

6月定例会 / 一般質問

豊川市の入札制度について

豊川市の入札を見ていくと、「安過ぎる」として失格になる入札が増えていました。

【平成 29 年度】 失格入札の抜粋

件名	予定価格	最低制限価格	落札者価格	失格者価格	落札と失格差額
マホールン等取替工事	714 万 8000 円	643 万 3200 円	668 万円	625 万円	-43 万円
東部中学校空調設備設置工事	8168 万円	7346 万 4312 円	7349 万 6000 円	7203 万円	-146 万 6000 円

落札と失格差額は、「失格にしなかった場合に、市の予算が浮いた金額」となります。

29 年度は合計 18 件あり、桁間違いと思われる 2 件の入札を除いても合計約 1037 万円安く工事等を行うことが出来る計算でした。

そこで、豊川市の入札制度について質問をしました。

(質問・答弁要旨抜粋)

Q (倉橋の質問)	A (市当局の答え)
豊川市の競争入札で導入されている最低制限価格制度の概要を伺う。	予定価格～最低制限価格の範囲内で、最も低い価格の者を落札者とする ダンピング防止を図る制度 です。
最低制限価格、予算額に対する足切りラインが段々と上がっていると聞かれますが、最近の平均的な状況を伺う。	平成 28 年度は概ね 予定価格の約 71% だったが、国の算定式を使用した平成 29 年度は 予定価格の約 88% になっている。
最低制限価格制度を採用した入札で、最低制限価格以下の価格で入札された(失格のあった)件数は?	平成 28 年度は、291 件中 5 件(1.72%)、 平成 29 年度は、319 件中 18 件(5.64%)
最低制限価格制度のデメリットを補う低入札価格調査制度の概要を伺う。	最低制限価格と同様の算定式で調査基準価格を定め、基準価格を下回る入札でも、契約の内容に適合した履行が可能か調査した上で、契約する制度。(1 億円以上の工事、又は総合評価落札方式で採用)
低入札価格調査制度での入札案件数の推移と実際に低入札とされた件数は?	26 年度～28 年度は 0 件、29 年度は 17 件。このうち、低入札価格審査委員会が開催された入札は平成 29 年度の 1 件。
他市では予定価格 2000 万円以上から低入札価格制度を採用するところもある。豊川市も適用範囲を拡げないか。	平成 29 年に最低制限価格制度と低入札価格調査制度の見直しを行い、1 年程度しか経過してないので、もう少し期間を掛けて検証したい。

ある入札では 6335 万 1542 円の最低制限価格が設定されていましたが、最低制限価格よりも 2042 円安いだけで失格になってしまった事例がありました。

また、一部工事では最低制限価格が簡単に推測できるため、複数の業者が**最低制限価格ピッタリに入札する例**もあり、適正な競争がされているか疑問な状況もありました。

最低制限価格制度の限界を理解し、適切な入札制度の導入を目指してほしい。

豊川市の入札制度について

入札事務の中には、指名停止措置というものもあります。最近の状況を見てみると... 同じ指名停止理由(入札金額の誤記入)でもその罰則期間の違いが見られました。

【入札金額誤記入による指名停止処分(抜粋)】

年度	入札案件の概要	停止期間
H30 年	送迎用自動車	3 か月
H26 年	公用車購入 10 台	9 か月
H29 年	IP インターカムシステム	3 か月
H26 年	IP インターカムシステム	1 か月

表のように金額誤記入による指名停止には、工事の入札はありません。これは、最低制限価格制度を導入する工事では、桁間違いの入札は失格とし、ペナルティーを受けない為です。

(質問・答弁要旨抜粋)

Q (倉橋の質問)	A (市当局の答え)
最低制限価格制度などで誤記入した場合は失格にならず、物品入札では誤記入で指名停止を受ける。この差の認識を市はどう捉えているか。	競争入札は最低価格で入札をした者と契約するのが原則(辞退したら罰則有)だが、例外として最低制限価格制度は安すぎる入札を排除するためにある。制度が違うため、比較はできない。
物品入札にも予定価格を公表して(業者は入力金額との剥離に気付きやすくなる)誤記入を抑制するなど、誤記入させない取り組みは?	現在、予定価格公表を実施する考えはないが、 近隣市町の状況を注視しながら、検討 をしていきたい。必要な納入個数などを明確に表示するなど、誤記入ないように、啓発を続けていく。
同じような入札案件で指名停止期間が違う理由は?	入札等審査委員会で経過を説明し、 事業への影響、過去の適用状況などを考慮 して、委員からの意見を聞いたうえで、適切に決定している。
入札等審査会はどのような組織なのか。またメンバーは?	公正かつ適正な入札及び契約を確保するために設置。入札方法、入札参加要件の設定、入札参加者の選定・審査をする。メンバーは副市長及び部長級 9 名で構成。
「事業への影響などを考慮して」と言っていたが、入札等審査委員会に具体的な基準はあるのか。また、議事録は残していないか。	過去の処分状況などを参考に、適切に決定をしている(基準はない)。議事録は一切残していないし、配布した資料も処分している。
市の人間が分かれば良いという態度ではなく、市民から疑念を持たれないようにすべきではないか。議事録は簡易なものでも残すべきではないか。	議事録の作成は考えていないが、近隣市町の状況を注視しながら、引き続き適切な審査の執行ができるよう検討をしていきます。

豊川市情報公開条例の第一条には「市が行う諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにし、もって市政に対する市民の理解と信頼を深め、公正で民主的な市政の推進に寄与することを目的とする」とあり、これは条例の中だけの話ではない筈です。

議事録も基準もなく、どうやって「適切な執行」の説明が出来るのでしょうか。

「市民に説明する責務を全う」する姿勢を、市全体で共有すべきです。

税金の使い方を考えよう